

に努めるとともに、積極的な情報提供を行っている。

保育所については、児童の視点に立ったサービスの向上を目指し第三者評価事業を推進している。2004（平成16）年5月には、保育を含む福祉サービスの第三者評価事業の普及を図るため、第三者評価事業の推進体制や評価基準の指針を定めた。さらに、保育所の特性に着目した評価基準の指針について、2005（平成17）年5

月に通知を発出し、周知を図った。

5 事業所内託児施設の設置の推進

現在、労働者のための託児施設を事業所内に設置・運営及び増築等を行う事業主または事業主団体に、その費用の2分の1について事業所内託児施設助成金を支給することにより、事業主の取組を支援している。

第2節 放課後対策を充実する

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供するものであり、子ども・子育て応援プランに基づき2009（平成21）年度までに全国で17,500か所とすることとし、平成17年度予算において、放課後児童クラブの国庫補助対象を対前年比800か所増の13,200か所とした。

また、放課後児童クラブの多様なニーズへの対応は、地域の実情に応じ、公的施設の活用や地域の多様な人材の活用など柔軟な対応も必要であり、この旨を自治体へ通知するなど、積極的な対応に努めている。

なお、平成17年度予算において、障害の知識を有したボランティアの派遣や障害児の受入れに必要な既存施設の改修等の補助を行うこととし、引き続き、障害児の受け入れの推進を図っている。

第3節 地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る

1 地域における子育て支援サービスの推進

地域協同体の機能が失われていく中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、在宅で育児を行う家庭の子育ての負担感が増大している。働いている、いないにかかわらず、親と子の育ちを地域で支え、家庭の中だけでの孤独な子育てをなくしていくことが必要である。

このような状況を踏まえ、2004（平成16）年12月に策定された子ども・子育て応援プランにおいては、地域における子育て支援の拠点の整備を2009（平成21）年度までに6,000か所を実施することを数値目標とするとともに、すべての子育て家庭が気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができることを、目指すべき社会の姿とし

て掲げており、今後、プランの着実な推進が必要となっている。

また、2003（平成15）年7月に成立した次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村及び都道府県は2004年度末までに、国の定めた行動計画策定指針に則して、地域における子育て支援サービス等についての目標及び目標達成のために講じる措置の内容等を記した「地域行動計画」を策定した。今後、市町村及び都道府県においては策定した地域行動計画に基づき、地域の実情に応じた次世代育成支援についての総合的・計画的な取組を推進していくことが求められている。

また、政府による従来の児童福祉に関する補